

※この資料は現時点 (R6. 2. 19) のものであり、
今後、変更する可能性があります

令和6年能登半島地震により被災された 畜産農家の皆様への支援について

令和6年2月
石川県農林水産部

令和6年能登半島地震により被災されたすべての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

地震により、営農の再開・継続に不安をお持ちのことと思いますが、農林水産業の復興なくして能登の復興はありません。

この資料は、被災された畜産農家の皆様が、営農再開に意欲を持って取り組んでいただけるよう、様々な支援策を盛り込んでいます。

ご不明な点がございましたら、下記の相談窓口までお問い合わせください。

<相談窓口>

石川県農林水産部 畜産振興・防疫対策課

TEL：076-225-1623

目 次

<運転資金・特例措置>

- 1 既往債務の負担軽減や運転資金を借りたい 1
- 2 被災された畜産農家に対する特例措置 2

<緊急的・応急的な対応>

- 3 地震に伴う停電や断水で発電機や家畜用飲用水等を
調達したい 5
- 4 復旧までの間、牛の飼養管理のためにヘルパーを活用
したい 6
- 5 畜舎・鶏舎の損壊等に伴う被害への支援を受けたい
 - (1) 酪 農 7
 - (2) 肉用牛 8
 - (3) 養 豚 9
 - (4) 養 鶏 10

<機械・施設の修理・再取得>

- 6 被災した畜産用機械を修理・再取得したい 11
- 7 被災した畜舎等を修理・再取得したい 12
- 8 被災した畜舎等の能力を増強して取得したい 13
- 9 機械・施設の復旧資金を借りたい 14

<飼料関係>

- 10 被災により粗飼料が不足するので新たに購入したい . . . 15

<その他>

- 11 なりわい再建支援補助金 16

1 既往債務の負担軽減や運転資金を借りたい

1 支援内容

(1) 既往債務の償還猶予

国から関係金融機関に対し、既往債務の償還猶予の要請を実施

(2) 経営の安定を図るために必要な運転資金

農林漁業セーフティネット資金

- ・貸付限度額：年間経営費の全額（ただし、上限1,200万円）
- ・償還期限 15年（据置期間3年）
- ・貸付当初5年間実質無利子（基準金利0.6～0.85 → 0%）
- ・実質無担保・無保証

2 支援対象者

被災した農林漁業者

3 必要書類

被災証明書

4 相談先

農林漁業セーフティネット資金について

（株）日本政策金融公庫金沢支店

TEL：076-263-6472

事業名：能登半島地震被害対策資金

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

2 被災された畜産農家に対する特例措置①

1 支援内容

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

生産者負担金の納付期限の延長

(2) 牛、豚マルキン

生産者負担金の納付期限の延長や猶予等

(3) 鶏卵生産者経営安定対策事業

生産者積立金の減額、払込済み積立金残額の返還

2 支援対象

各制度に加入している生産者

3 必要書類

罹災証明書、被災証明書

4 相談先

1 (1)、(2) の事業 (公社) 石川県畜産協会

TEL 076-287-3635

1 (3) の事業 (一社) 日本養鶏協会

TEL 03-3297-5515

事業名：－

担 当：石川県農林水産部 畜産振興・防疫対策課

2 被災された畜産農家に対する特例措置②

1 支援内容

- (1) 畜産特別資金（既往債務のローリング借換資金）
通常の貸付日（5月、11月の末日）に加え、令和6年2月29日、3月25日を貸付日として、緊急的に資金を融通
- (2) 死亡牛処理手数料の減免
被災により死亡した牛（建屋倒壊、震災による怪我や飼料・水不足、乳房炎等による死亡）に対し、その検査後の処理に係る手数料を全額免除

2 支援対象

- (1) 畜産特別資金
既往債務の償還に支障が生じた酪農家、肉用牛農家、養豚農家
- (2) 死亡牛処理手数料の減免
酪農家、肉用牛農家（対象期間は令和6年1月1日から当面の間）

3 留意点

死亡牛処理手数料の対象牛は被災により死亡した牛であること

4 相談先

- ・ 畜産特別資金
各融資機関（農協、農協連、銀行、信用金庫等）
- ・ 死亡牛処理手数料の減免
県畜産振興・防疫対策課 TEL：076-225-1627

事業名：－

担 当：石川県農林水産部 畜産振興・防疫対策課

2 被災された畜産農家に対する特例措置③

1 飼料関係 ※詳細は後日、お知らせ予定

(1) 飼料代金の支払猶予

国から関係団体に対し、飼料代金の支払猶予について要請を実施

(2) 飼料価格安定制度に係る事務手続の延長や積立の猶予

国から基金管理団体に対し、事務手続きの延長や積立の猶予等について要請を実施

2 共済関係

農業共済の対応について

国から農業共済団体に対し、共済掛金の払込期限延長について要請を実施

事業名：－

担 当：石川県農林水産部 畜産振興・防疫対策課

3 地震に伴う停電や断水で発電機や家畜用飲用水等を調達したい

1 支援内容

- (1) 停電に伴う電力確保に要する発電機の借上げ、設置
- (2) 断水に伴う家畜用飲料水等の確保

2 支援対象者 畜産農家

3 支援対象者の負担割合 1／2（国1／2以内）

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象
その際、見積書や領収書等の支払関係書類

5 相談先

県畜産振興・防疫対策課	TEL: 076-225-1623
酪農協（酪農）	TEL: 076-276-8422
畜産協会（肉用牛・豚・養鶏）	TEL: 076-287-3635

事業名：畜産経営復旧緊急支援事業
担 当：石川県農林水産部 畜産振興・防疫対策課

4 復旧までの間、牛の飼養管理のためにヘルパーを活用したい

1 支援内容

被災した酪農家及び肉用牛農家が、家畜の飼養管理等の作業をヘルパーに委託する際の費用を、最大3日間支援

2 支援対象者

酪農家、肉用牛農家

3 支援対象者への交付額

定額 酪 農：18,000 円／日以内（国等補填分 4,000 円／回含む）
肉用牛：12,000 円／日以内

4 必要書類

- ・被災証明書
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手續前の取組も対象
その際、見積書や領収書等の支払関係書類

5 相談先

県畜産振興・防疫対策課 TEL：076-225-1623

酪農協（酪農） TEL：076-276-8422

事業名：家畜飼養管理緊急支援事業

担 当：石川県農林水産部 畜産振興・防疫対策課

5 畜舎の損壊等に伴う被害への支援を受けたい（酪農）

1 支援内容

- （１）畜舎の損壊等に伴う家畜の避難のための仮設畜舎の整備、損壊した畜舎等の修理（畜舎の建て替えは別途 12 ページの事業で対応）
- （２）一時的な家畜の飼養管理の委託
- （３）乳房炎の治療や予防等の防止対策
- （４）死亡家畜の輸送
- （５）死亡、やむなく廃用した乳用牛の再導入

2 支援対象者

酪農家

3 支援対象者の負担割合、交付割合

- （１）1／10（国5／10、県2／10、市町2／10）
- （２）1／2
- （３）発生費用の1／2、定額（650 円／頭・日）
- （４）1／2
- （５）1／2（ただし、1 頭あたりの上限額は以下の通り）

・妊娠牛は275 千円、その他雌牛は175 千円

※ 自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象
その際、見積書や領収書等の支払関係書類

5 相談先

県畜産振興・防疫対策課 TEL：076－225－1623

酪農協（酪農） TEL：076－276－8422

事業名：畜産経営復旧緊急支援事業

担 当：石川県農林水産部 畜産振興・防疫対策課

5 畜舎の損壊等に伴う被害への支援を受けたい（肉用牛）

1 支援内容

- （１）畜舎の損壊等に伴う家畜の避難のための仮設畜舎の整備、損壊した畜舎等の修理（畜舎の建て替えは別途 12 ページの事業で対応）
- （２）一時的な家畜の飼養管理の委託
- （３）死亡家畜の輸送
- （４）死亡、廃用等した繁殖用雌牛の再導入

2 支援対象者

肉用牛農家

3 支援対象者の負担割合

- （１）１／１０（国５／１０、県２／１０、市町２／１０）
 - （２）１／２
 - （３）１／２
 - （４）１／２（ただし、１頭あたりの上限額は以下の通り）
 - ・妊娠牛は 275 千円、その他雌牛は 175 千円
- ※ 自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書
- ・令和 6 年 1 月 1 日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象
その際、見積書や領収書等の支払関係書類

5 相談先

県畜産振興・防疫対策課 TEL：076-225-1623

畜産協会 TEL：076-287-3635

事業名：畜産経営復旧緊急支援事業

担 当：石川県農林水産部 畜産振興・防疫対策課

5 畜舎の損壊等に伴う被害への支援を受けたい（養豚）

1 支援内容

- （１）畜舎の損壊等に伴う家畜の避難のための仮設畜舎の整備、損壊した畜舎等の修理（畜舎の建て替えは別途 12 ページの事業で対応）
- （２）一時的な家畜の飼養管理の委託
- （３）死亡家畜の輸送
- （４）死亡、廃用等した繁殖用豚（雌雄）の再導入

2 支援対象者 養豚農家

3 支援対象者の負担割合

- （１）１／１０（国５／１０、県２／１０、市町２／１０）
- （２）１／２
- （３）１／２
- （４）１／２（ただし、１頭あたりの上限額は以下の通り）

- ・家畜登録機関の証明する純粋種である繁殖用豚は 100 千円
- ・その他の繁殖豚は 40 千円

※ 自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書
- ・令和 6 年 1 月 1 日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象
その際、見積書や領収書等の支払関係書類

5 相談先

県畜産振興・防疫対策課 TEL：076-225-1623

畜産協会 TEL：076-287-3635

事業名：畜産経営復旧緊急支援事業
担 当：石川県農林水産部 畜産振興・防疫対策課

5 鶏舎の損壊等に伴う被害への支援を受けたい（養鶏）

1 支援内容

- （１）鶏舎の損壊等に伴う家禽の避難のための仮設鶏舎の整備、損壊した鶏舎等の修理（鶏舎の建て替えは別途 12 ページの事業で対応）
- （２）一時的な家禽の飼養管理の委託
- （３）死亡家禽の輸送

2 支援対象者 養鶏農家

3 支援対象者の負担割合

- （１） 1／10（国 5／10、県 2／10、市町 2／10）
- （２） 1／2
- （３） 1／2

※ 自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書
- ・令和 6 年 1 月 1 日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象
その際、見積書や領収書等の支払関係書類

5 相談先

県畜産振興・防疫対策課	TEL：076-225-1623
畜産協会	TEL：076-287-3635

事業名：畜産経営復旧緊急支援事業
担 当：石川県農林水産部 畜産振興・防疫対策課

6 被災した畜産用機械を修理・再取得したい

1 支援内容

畜産用機械及び生産した農畜産物の加工用機械の修理・再取得

○助成対象（例）

トラクター、草地管理機械 等

×助成対象外（例）

・パレット、コンテナ、運搬台車等の補完的器具

・燃料、飼料等の消耗品

2 支援対象者

震災により畜産用機械が壊れた畜産農家

3 支援対象者の負担割合

事業費の1／10（国5／10、県2／10、市町2／10）

※ 自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象
その際、見積書や領収書等の支払関係書類

事業名：農業機械再取得等支援事業（農業用機械）

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

7 被災した畜舎等を修理・再取得したい

1 支援内容

農畜産物の生産・加工に必要な施設の処分（解体、廃材の運搬）
及び修理・再取得

※ 建物に格納された状態で被災した農業機械の撤去費も対象

※ 必要な資材を購入して自ら修理・再取得する場合を含む

○助成対象（例）

畜舎、糞尿処理施設、格納庫 等（設備含む）

×助成対象外（例）

・店舗や直売所など、販売に関する施設

（店舗兼作業所の場合、店舗の部分は対象外）

・燃料、飼料等の消耗品

2 支援対象者

地震により農業用施設が壊れた畜産農家

3 支援対象者の負担割合

事業費の1／10※（国5／10、県2／10、市町2／10）

※ 自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象
その際、見積書や領収書等の支払関係書類

事業名：農業機械再取得等支援事業（農業用施設）

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

8 被災した畜舎等の能力を増強して取得したい

1 支援内容

被災した地域において、畜産クラスター協議会が復旧及び体質強化を図るための計画を策定し、それに基づいた取組を行う畜産農家を支援

- (1) 施設整備、機械導入、家畜導入（繁殖用）に要する経費
- (2) 被災した畜舎等の撤去費

2 支援対象者

畜産農家

3 支援対象者の負担割合

1／2（国 1／2 以内）

※ 自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

※ 酪農家、肉用牛農家、養豚農家はクラスター資金の活用による既往債務も含めた一括借換が可能

4 留意事項

- ・ 事業承認以前の取組は補助対象外
- ・ 増強による収益性の向上等についての目標設定が必要

5 相談先

県畜産振興・防疫対策課 TEL：076-225-1623

事業名：畜産農業施設整備事業

担 当：石川県農林水産部 畜産振興・防疫対策課

9 機械・施設の復旧資金を借りたい

1 支援内容

(1) 農業近代化資金

- ・貸付限度額：個人1, 800万円、法人2億円
- ・償還期限：施設15年以内（据置期間：3～7年以内）
機械7年以内（据置期間：2年以内）
- ・貸付当初5年間実質無利子化（基準金利0.60～1.00% → 0%）
- ・実質無担保、無保証人
- ・保証料の免除

(2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

- ・貸付限度額：個人3億円、法人10億円
- ・償還期限：25年以内（据置期間：10年以内）
- ・貸付当初5年間実質無利子化（基準金利0.60～1.00% → 0%）
- ・実質無担保、無保証人

(3) 農林漁業施設資金

- ・貸付限度額：負担額の100%又は1施設1, 200万円
- ・償還期限：15年以内（据置期間3年以内）
- ・貸付当初5年間実質無利子（基準金利1.00% → 0%）
- ・実質無担保・無保証人

2 支援対象者

被災した畜産農家

3 問い合わせ先

農業経営基盤強化資金、農林漁業施設資金について

(株) 日本政策金融公庫金沢支店 TEL：076-263-6472

農業近代化資金は、最寄りのJA等の窓口までお問合せください。

事業名：能登半島地震被害対策資金

担当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

10 被災により粗飼料が不足するので新たに購入したい

1 支援内容

被災により、草地の自給粗飼料が収穫できない場合や倉庫に保管している国産粗飼料が水濡れ等で品質が低下し、給与できなくなった場合、その不足分について新たに購入する場合の費用の一部を支援

2 支援対象者

被災により粗飼料が不足する畜産農家

3 交付額

定額（補助上限 10 円/kg（国 5 円/kg 以内））

※（例）被災により 10 t の自給サイレージが紛失し、代わりに 10 t の輸入乾草を購入した場合、100,000 円の交付（重量は TDN 換算）

4 必要書類

- ・被災状況を確認できる写真、被災証明書
- ・被災により不足する国産粗飼料の数量が分かる根拠資料

5 相談先

県畜産振興・防疫対策課 TEL：076-225-1623

事業名：飼料確保対策事業

担 当：石川県農林水産部 畜産振興・防疫対策課

11 なりわい再建支援補助金

1 支援内容

施設・設備、機械、店舗などの復旧費用等

- (1) 資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地・排土費等を含む
- (2) 車両やパソコンなど業務以外にも利用する可能性がある機械等は対象外
- (3) 原則、従前の施設・機械と同程度の能力までの修繕・再取得が対象
ただし、
 - ① 新分野事業に取り組む場合、施設・機械の能力増強が可能
※ その場合、補助上限は原状回復に要する経費に補助率を乗じた額まで
 - ② 修繕が困難な場合等は、建物の建替・移転、機械の入替が可能
(詳しくは、お問い合わせください。)

2 支援対象者

中小企業者（個人事業主も対象）等

3 支援対象者の負担割合

中小企業者 1／4、中小企業者以外 1／2（上限15億円）

※ 過去数年以内に被災し、かつ復興途上である等の要件を満たす場合、5億円まで定額補助（詳細は2月下旬頃、決定）

4 留意事項

- ・ 補助を受ける施設・機械について保険・共済への加入が必要
※ 小規模企業者は保険・共済加入に変わる取組での代替も可能
- ・ 被災状況が確認できる写真、被災証明書が必要
- ・ 令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類が必要

5 お問い合わせ先

なりわい補助金相談窓口 TEL：0570-076-255

事業名：なりわい再建支援補助金
担 当：石川県商工労働部 経営支援課